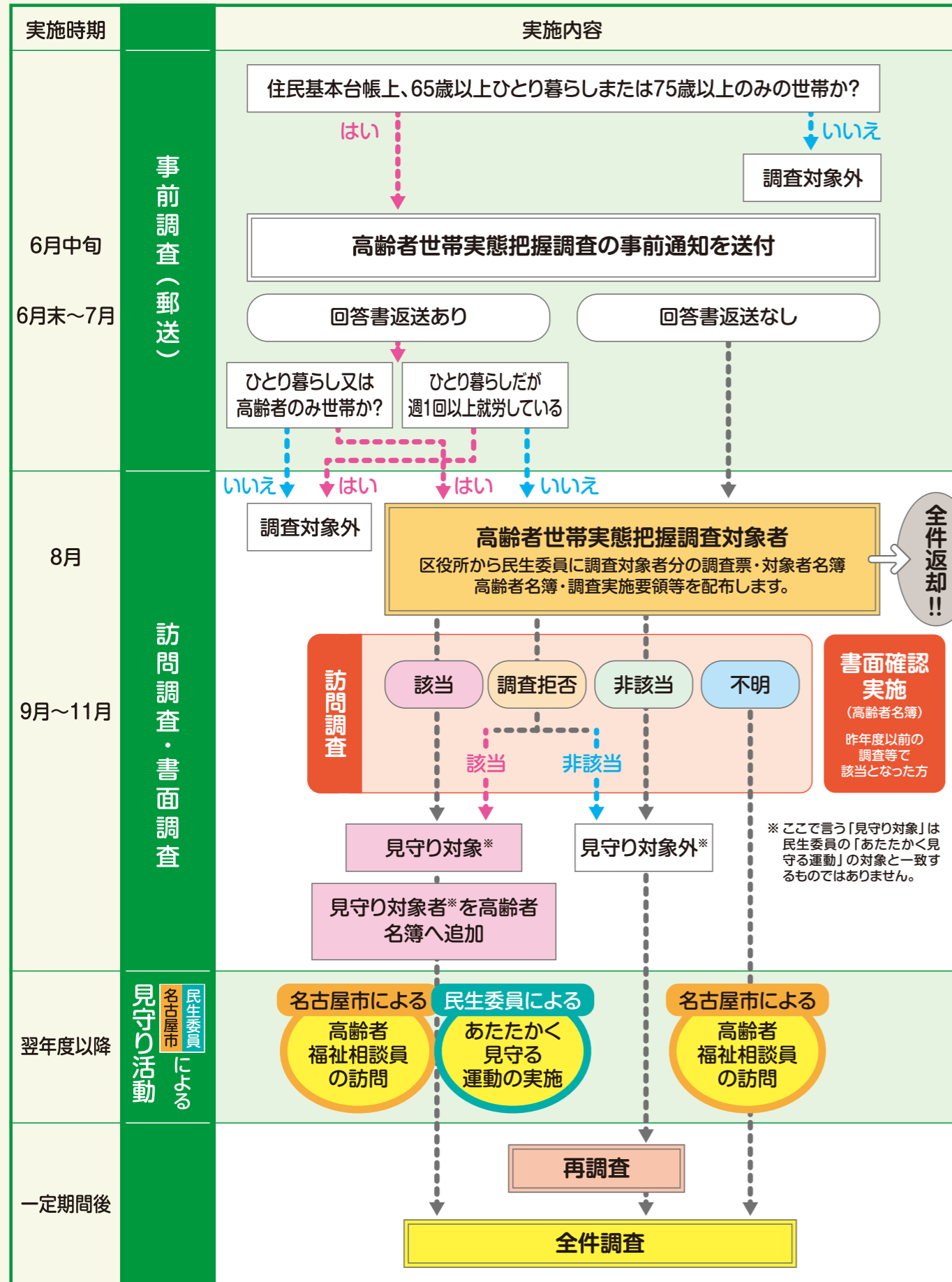


調査の流れについて



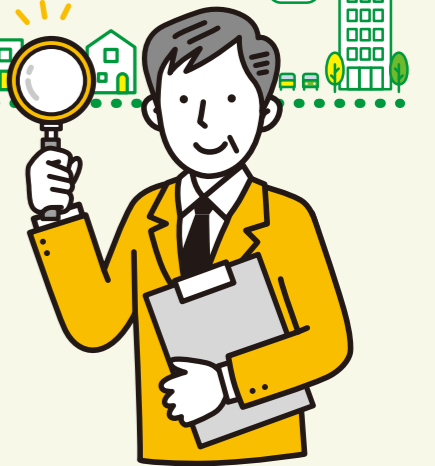
名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市高齢者世帯

実態把握調査について

本市の高齢者世帯実態把握調査は、援助が必要なひとり暮らし高齢者や、高齢者のみ世帯の状況を把握することにより、高齢者を対象とした本市の福祉制度についての情報提供や、災害発生時の要配慮者の安否確認を行うなど、**高齢者の見守り活動の基礎資料となる重要な調査**です。

この重要な調査では、民生委員の皆様が調査員となっただけで、民生委員の皆様の「ひとり暮らし高齢者をあたたかく見守る運動」における「ひとり暮らし高齢者世帯基本調査」と本市の「高齢者世帯実態把握調査」を同時に行っていただくものであり、今まで行政や地域とのつながりがなかった方にとっては、つながりのきっかけにもなるものです。



調査区分について(令和5年度)

区分	ひとり暮らし	高齢者のみ世帯
対象者	<p>追加調査</p> <p>65歳以上のひとり暮らしの方のうち、</p> <p>① 昨年の調査以降、65歳になった方 ② 昨年の調査以降、区内転入した方 ③ その他、新たにひとり暮らしになった方(世帯員減など)</p> <p>対象:約14,100人</p>	<p>追加調査</p> <p>世帯員全員が75歳以上の世帯のうち、</p> <p>① 昨年の調査以降、全員が75歳以上になった世帯 ② 昨年の調査以降、区内転入した全員が75歳以上の世帯 ③ その他、新たに高齢者のみ世帯になった世帯(世帯員増・減など)</p> <p>対象:約7,800世帯</p>
	<p>再調査</p> <p>過去の実態把握調査において「調査対象外」となってから一定期間が経過した方のうち、介護保険サービスの利用や生活保護受給がなく、見守りが行われていない方(平成23年度実施分)</p> <p>ひとり暮らし 約6,500人 高齢者のみ世帯 約250世帯</p>	
調査内容	訪問調査(追加調査・再調査) + 書面確認(高齢者名簿)	
調査時期	<p>9月上旬～11月下旬</p> <p>調査の周知</p> <p>・対象者へ事前に調査の案内文を郵送(6月13日発送済)</p> <p>・広報なごやへ掲載(6月号・9月号)</p>	

🔍 調査方法について

事前調査 (郵送調査)

「事前調査」は、住民登録上の情報と実際の世帯状況の確認を行うことで、見守りが必要となり得る**対象者の絞り込みを行う**ものです。

また、民生委員の皆様に行っていただく**訪問調査の負担軽減を行う目的**として行っております。

調査を郵送で行い、回答書を返送していただくことで、実際にひとり暮らしであるか、高齢者のみ世帯であるかを事前に把握し、子世帯と同居されているなど、実際はひとり暮らしや高齢者のみ世帯ではない場合は、調査対象外とします。



書面確認 (書面調査)

「書面確認」は、これまでに本市で見守り対象としている方に加え、令和4年度以前に実施した調査の結果、見守り対象となった方を新たに追加した「高齢者名簿」により、書面での調査を行っていただきます。

民生委員の皆様がひとり暮らし高齢者をあたたかく見守る運動にて把握している情報との照合を行っていただき、施設に入所され見守り対象外となった方や、訪問の拒否等の方など、「高齢者名簿」を最新の情報へ修正していただくものです。



追加調査・再調査 (訪問調査)

「追加調査」は、昨年度の調査以降、新たに65歳以上のひとり暮らしとなった方や、新たに75歳以上の高齢者2人以上で構成される世帯となった方を対象に、民生委員の皆様**に訪問調査を行っていただきます。**

今まで、行政や地域とのつながりがなかった方で、**見守り対象となる方を把握するきっかけとなる、重要な調査**です。

「再調査」は、過去に行った調査の結果、調査対象外（「非該当」または「廃止」）となつてから**一定期間が経過した方について、状況が変わり、見守りの対象となっていないかどうか、再度訪問調査を行っていただきます。**



さらなる負担軽減について

令和5年度から、新たに65歳以上のひとり暮らしとなった方に、就労の状況を確認し、「週1回以上」就労していると回答された方は、就労を通して社会的につながりのある方として、訪問調査の対象外とし、さらなる負担軽減を図っております。

なお、訪問調査の対象外としますが、高齢者名簿には登載し、民生委員の皆様と高齢者福祉相談員による普段の訪問活動の中で状況把握を行うこととなります。（見守りの対象外とするものではありません。）

高齢者名簿への反映について

「週1回以上」就労していると回答された方の中にも一定程度見守りが必要な方や、状況が変わる方はいらっしゃると思われるため、来年度以降の高齢者名簿への登載は行います。

なお、ひとり暮らし高齢者の要件による対象外か、就労による対象外かは判別できる表記としております。